また、豊川用水に係る支線水路施設の一部について、撤去工事の実施を決定したことから、当該施設に係る資産除去債務を合理的に見積ることが可能となったため、地上権設定契約に起因する原状回復義務に基づき、当事業年度に資産除去債務を計上しており、令和８事業年度に撤去を予定しております。

当該事業用建物を除く石綿含有吹き付け材を使用している事業用建物につきましては、中期計画等において解体の予定はなく、また、管理業務を実施する上で必要な資産であることから、石綿含有吹き付け材の囲い込み等を実施しており、今後も適切な維持管理を行いながら使用を継続します。また、当該施設を除く地上権設定契約に起因する原状回復義務を有する施設等につきましては、撤去工事実施に係る具体的な決定はありません。このことから、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 期首残高 | ―円 |
| 見積りの変更による増加額 | 90,753,428円 |
| 期末残高 | 90,753,428円 |

⑸　不要財産に係る国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 資産種類 | | 土地 | 土地、工作物、その他構築物等 | 土地、建物 |
| ② | 資産名称 | | 大多喜ダム流入工関連施設用地 | 宝山湖南造成地 | 水豊寮 |
| ③ | 帳簿価額 | ⑴取得価額 | 15,145,200 | 3,166,547,340円 | 34,215,201円 |
| | | ⑵減価償却 | ― | 297,858,280円 | 16,074,984円 |
| | | ⑶減損額 | ― | 1,067,203,614円 | 14,236,184円 |
| | | ⑷帳簿価額 | 15,145,200 | 1,801,485,446円 | 3,904,033円 |
| ④ | 不要財産となった理由 | | 今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため | 今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため | 今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため |
| ⑤ | 国庫納付等の方法 | | 独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付 | 独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付 | 独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付 |
| ⑥ | 譲渡収入の額 | | 1,171,000円<br>(585,500円) | 59,964,521円<br>(19,988,173円) | 7,220,000円<br>(1,828,375円) |
| ⑦ | 控除費用 | | ―<br>(―) | ―<br>(―) | 1,078,191円<br>(181,387円) |
| ⑧ | 国庫納付等の額<br>納付等年月日 | ⑴国庫納付額 | 585,500円 | 19,988,173円 | 1,646,988円 |
| | | 納付年月日 | R7. 8. 29 | R8. 3. 31 | ― |
| | | ⑵地方公共団体への払戻額 | ― | ― | ― |
| | | 納付年月日 | ― | ― | ― |
| | | ⑶その他民間等への払戻額 | ― | ― | ― |
| | | 納付年月日 | ― | ― | ― |
| ⑨ | 減資額 | | ― | ― | ― |
| ⑩ | 備考 | | ― | ― | ― |

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。

⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。

⑧国庫納付等が行われていない場合には、日付を記載しておりません。

⑨国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

⑹　その他行政コスト累計額

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△365,546,868円

２．行政コスト計算書関係

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | |
|---|---|
| 行政コスト | 136,233,254,411円 |
| 自己収入等 | △62,000,178,114円 |
| 国庫納付額 | △21,635,161円 |
| 機会費用 | 32,064,771円 |
| 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 74,243,505,907円 |

⑵　機会費用の計上方法

１）政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

２）国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、退職手当支給規程に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。

３．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金　29,555,550,349円

⑵　重要な非資金取引について

当期において、無償により受け入れた資産の金額は、4,258,404円であります。

４．有価証券関係

満期保有目的の債券

（単位：円）

| 区　分 | 種　類 | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 地方債 | ― | ― | ― |
| | 小　計 | ― | ― | ― |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 地方債 | 6,907,963,798 | 6,234,138,400 | △673,825,398 |
| | 福岡北九州高速道路債ほか | 4,881,888,139 | 4,426,291,000 | △455,597,139 |
| | 小　計 | 11,789,851,937 | 10,660,429,400 | △1,129,422,537 |
| 合　計 | | 11,789,851,937 | 10,660,429,400 | △1,129,422,537 |